

# 水産土木工事共通仕様書

## 新旧対照表

北海道水産林務部

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要
1-第1編 目次	<p style="text-align: center;"><b>I 水産土木工事共通仕様書(本文)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>第1章 総 則 ..... 2</p> <p>第2章 材 料 ..... <u>48</u></p> <p>第3章 一般施工 ..... <u>80</u></p> <p>第4章 土 工 ..... <u>95</u></p> <p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート ..... 105</p>	<p style="text-align: center;"><b>I 水産土木工事共通仕様書(本文)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第1編 共通編</b></p> <p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>第1章 総 則 ..... 2</p> <p>第2章 材 料 ..... <u>47</u></p> <p>第3章 一般施工 ..... <u>79</u></p> <p>第4章 土 工 ..... <u>94</u></p> <p>第5章 無筋、鉄筋コンクリート ..... 105</p>	目次の修正
1-第1編 共通編 第1章目次	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1-27 中間検査 ..... <u>19</u></p> <p>1-1-1-33 爆発及び火災の防止 ..... <u>22</u></p> <p>1-1-1-38 安全管理 ..... <u>26</u></p>	<p style="text-align: center;"><b>第1章 総 則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>目 次</b></p> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1-27 中間検査 ..... 18</p> <p>1-1-1-33 爆発及び火災の防止 ..... 21</p> <p>1-1-1-38 安全管理 ..... 25</p>	目次の修正

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要
1-第1編 共通編-5	<p><b>第1章 総則 第1節 総則</b>  <b>1-1-1-2 用語の定義</b></p> <p>18. 「連絡」とは、<u>工事監督員と受注者又は現場代理人の間で、契約書第17条に該当しない事項又は緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、電子メールにより互いに知らせることをいう。</u></p> <p>19. 「納品」とは、<u>受注者が工事監督員に工事完成時に成果品を納めることをいう。</u></p> <p>(20. 以降番号繰下げ)</p>	<p><b>第1章 総則 第1節 総則</b>  <b>1-1-1-2 用語の定義</b></p> <p>(項目の追加)</p>	項目の追加
1-第1編 共通編-10	<p><b>1-1-1-11 工事用地等の使用</b></p> <p>2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに<u>発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。</u></p>	<p><b>1-1-1-11 工事用地等の使用</b></p> <p>2. 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに<u>構造物掘削等に伴う借地等をいう。</u></p>	文言の追加

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要
1-第1編 共通編-11	<p><b>1-1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</b></p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために締結した工事1件の請負代金が200万円以上となるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」(平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：令和3年3月30日付け建情第1773号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、第1項に該当しない場合であっても、<u>施工体制の一層の適正化を図るため、下請契約を締結する全ての工事は、</u>国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」(平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：令和3年3月30日付け建情第1773号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」(平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成27年3月19日付け建管第2598号)に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 第1項及び第2項に該当する受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>5. 受注者は、<u>監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者</u>(下請負人を含む)及び受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p>	<p><b>1-1-1-14 施工体制台帳及び施工体系図</b></p> <p>1. 受注者は、工事を施工するために締結した工事1件の請負代金が200万円以上となるときは、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」(平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成28年5月27日付け建情第510号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、第1項に該当しない場合であっても、<u>施工体制の一層の適正化を図るため、</u>工事1件の請負代金額が200万未満の工事であっても下請契約を締結する場合には、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」(平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成28年5月27日付け建情第510号)に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>3. 第1項及び第2項に該当する受注者は、国土交通省令及び「施工体制台帳の活用に関する取扱いについて」(平成18年3月9日付け建情第1428号、最終改正：平成27年3月19日付け建管第2598号)に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 第1項及び第2項に該当する受注者は、<u>施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに工事監督員を経由して発注者に提出しなければならない。</u></p> <p>5. 受注者は、<u>監理技術者、主任技術者</u>(下請負人を含む)及び受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>文言の修正</p> <p>文言の追加</p>
1-第1編 共通編-12	<p><b>1-1-1-17 工事の一時中止</b></p> <p>3. 前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、<u>協議するもの</u>とする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p><b>1-1-1-17 工事の一時中止</b></p> <p>3. 前1項及び前2項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を工事監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>文言の修正</p>
1-第1編 共通編-17	<p><b>1-1-1-23 工事監督員による検査(確認を含む)及び立会い等</b></p> <p>6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、確認した箇所に係わる工事監督員の<u>署名又は押印</u>された書面を保管し、検査時に提出しなければならない。</p>	<p><b>1-1-1-23 工事監督員による検査(確認を含む)及び立会い等</b></p> <p>6. 段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(3) 受注者は、段階確認に臨場するものとし、確認した箇所に係わる工事監督員の押印された書面を保管し、検査時に提出しなければならない。</p>	<p>文言の追加</p>

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要
<p>1-第1編 共通編-20</p>	<p><b>1-1-1-32 工事中の安全確保</b></p> <p>10. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。</p> <p>なお、<u>作業員全員の参加が困難な場合は、複数回に分けて実施することもできる。</u></p> <p><u>また、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。</u></p>	<p><b>1-1-1-32 工事中の安全確保</b></p> <p>10. 受注者は、土木請負工事における安全・訓練等の実施について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年3月19日）及び建設工事の安全対策に関する措置について（建設大臣官房技術調査室長通達 平成4年4月14日）を参考にして、工事着手後、作業員全員の参加により月当たり、半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。なお、施工計画書に当該工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、工事監督員に提出するとともに、その実施状況を記録した資料を整備・保管し、工事監督員の請求があった場合は直ちに提示する。</p>	<p>文言の追加</p>
	<p><b>1-1-1-36 環境対策</b></p> <p>4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成28年8月30日付け国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。</p>	<p><b>1-1-1-36 環境対策</b></p> <p>4. 受注者は、工事の施工に当たり建設機械を使用する場合は、以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表1-3に示す建設機械を使用する場合は、表1-3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成29年5月法律第41号）」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、又は「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施環第291号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号、最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号）」若しくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成18年3月17日付け国総施第215号、最終改正平成23年7月13日付け国総環リ第1号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下、「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。</p> <p>排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは、建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することで、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができるものとする。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要
<p>1-第1編 共通編-26</p>	<p><b>1-1-1-38 安全管理</b></p> <p>1. 交通安全管理</p> <p>(3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(令和2年3月内閣府・国土交通省令第5号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>7. 不法無線局対策及び無線局の運用違反</p> <p>受注者は、電波法令を遵守し、<u>不法無線局(無免許、外国規格の無線機の使用など)の開設及び無線局の運用違反(アマチュア無線を使用した業務連絡など)を行ってはならない。</u></p>	<p><b>1-1-1-38 安全管理</b></p> <p>1. 交通安全管理</p> <p>(3) 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、工事監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成30年12月内閣府・国土交通省令第5号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知 昭和37年8月30日)、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について(道路局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月)に基づくなどして、安全対策を講じなければならない。</p> <p>7. 不法無線局対策</p> <p>受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局を搭載した車両を使用しないものとする。</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p> <p>無線局の運用違反について追記</p>

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要
<p>1-第1編 共通編- 28-31</p>	<p><b>1-1-1-39 諸法令の遵守</b></p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(2) 建設業法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(4) 労働基準法 (令和 2年 3月改正 法律第 14号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和 2年 6月改正 法律第 54号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (令和 2年 6月改正 法律第 40号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和 2年 6月改正 法律第 52号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和 2年 6月改正 法律第 40号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和 2年 3月改正 法律第 14号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (令和元年12月改正 法律第 63号)</p> <p>(14) 道路法 (令和 2年 6月改正 法律第 49号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和 2年 6月改正 法律第 52号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和 2年 6月改正 法律第 36号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和 2年 3月改正 法律第 5号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(22) 港湾法 (令和 2年 6月改正 法律第 49号)</p> <p>(23) 港則法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(27) 航空法 (令和 2年 6月改正 法律第 61号)</p> <p>(28) 公有水面埋立法 (平成26年 6月改正 法律第 51号)</p> <p>(29) 軌道法 (令和 2年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(30) 森林法 (令和 2年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(33) 大気汚染防止法 (令和 2年 6月改正 法律第 39号)</p> <p>(39) 文化財保護法 (令和 2年 6月改正 法律第 49号)</p> <p>(40) 砂利採取法 (平成27年 6月改正 法律第 50号)</p> <p>(41) 電気事業法 (令和 2年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(44) 建築基準法 (令和 2年 6月改正 法律第 43号)</p> <p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成26年 6月改正 法律第 55号)</p> <p>(65) 厚生年金保険法 (令和 2年 6月改正 法律第 40号)</p> <p>(70) 所得税法 (令和 2年 3月改正 法律第 8号)</p>	<p><b>1-1-1-39 諸法令の遵守</b></p> <p>1. 受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。なお、主な法令は以下に示すとおりである。</p> <p>(2) 建設業法 (平成26年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(4) 労働基準法 (平成30年 7月改正 法律第 71号)</p> <p>(8) 雇用保険法 (平成30年 7月改正 法律第 71号)</p> <p>(9) 労働者災害補償保険法 (平成30年 5月改正 法律第 31号)</p> <p>(10) 健康保険法 (令和元年 5月改正 法律第 9号)</p> <p>(11) 中小企業退職金共済法 (令和元年 5月改正 法律第 16号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成30年12月改正 法律第102号)</p> <p>(14) 道路法 (平成30年12月改正 法律第102号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(16) 道路運送法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(19) 地すべり等防止法 (平成26年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(22) 港湾法 (平成29年 6月改正 法律第 55号)</p> <p>(23) 港則法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(27) 航空法 (令和元年 6月改正 法律第 38号)</p> <p>(28) 公有水面埋立法 (平成26年 6月改正 法律第 51号)</p> <p>(29) 軌道法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(30) 森林法 (平成30年 6月改正 法律第 35号)</p> <p>(33) 大気汚染防止法 (平成29年 6月改正 法律第 45号)</p> <p>(39) 文化財保護法 (平成30年 6月改正 法律第 42号)</p> <p>(40) 砂利採取法 (平成27年 6月改正 法律第 50号)</p> <p>(41) 電気事業法 (平成30年 6月改正 法律第 41号)</p> <p>(44) 建築基準法 (令和元年 6月改正 法律第 37号)</p> <p>(46) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成29年 6月改正 法律第 55号)</p> <p>(65) 厚生年金保険法 (平成30年 7月改正 法律第 71号)</p> <p>(70) 所得税法 (平成31年 3月改正 法律第 6号)</p>	<p>諸基準類の改定に伴う修正</p>



水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要
	<p>(72) 船員保険法 (令和2年6月改正 法律第52号)</p> <p>(73) 著作権法 (令和2年6月改正 法律第48号)</p> <p>(74) 電波法 (令和2年4月改正 法律第23号)</p> <p>(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号)</p> <p>(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(77) 農薬取締法 (令和元年12月改正 法律第62号)</p> <p>(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (令和2年6月改正 法律第42号)</p> <p>(84) 都市計画法 (令和2年6月改正 法律第43号)</p> <p>(87) 地方税法 (令和3年2月改正 法律第5号)</p> <p>(88) 電気通信事業法 (令和2年5月改正 法律第30号)</p>	<p>(72) 船員保険法 (令和元年5月改正 法律第9号)</p> <p>(73) 著作権法 (平成30年5月改正 法律第72号)</p> <p>(74) 電波法 (令和元年6月改正 法律第23号)</p> <p>(75) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和元年6月改正 法律第20号)</p> <p>(76) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成29年6月改正 法律第45号)</p> <p>(77) 農薬取締法 (平成30年6月改正 法律第53号)</p> <p>(83) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成30年6月改正 法律第67号)</p> <p>(84) 都市計画法 (平成30年4月改正 法律第22号)</p> <p>(87) 地方税法 (平成31年3月改正 法律第2号)</p> <p>(88) 電気通信事業法 (令和元年5月改正 法律第5号)</p>	
<p>1-第1編 共通編-34</p>	<p><b>1-1-1-47 社内検査</b></p> <p>3. 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者、<u>特例監理技術者、監理技術者補佐</u>以外の者で以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金額の総額）（以下「下請負代金額」という。）が<u>4,000万円</u>未満の場合は、受注者があらかじめ指定した職以上にある者とする。</p> <p>(2) 下請負代金額が<u>4,000万円</u>以上の場合は、10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する者とする。</p> <p>なお、同等の能力と経験を有する者とは、公共工事の発注者としての実務経験（発注機関での在籍期間）が20年以上で、その内、指導・監督的な立場（係長級以上）で2年以上の実務経験を有するとともに、5年以上の技術的実務経験（監督、検査等業務の経験）を有している者とする。</p>	<p><b>1-1-1-47 社内検査</b></p> <p>3. 社内検査員は、当該工事の現場代理人、主任技術者、監理技術者以外の者で以下の各号の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金額（当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの請負代金額の総額）（以下「下請負代金額」という。）が3,000万円未満の場合は、受注者があらかじめ指定した職以上にある者とする。</p> <p>(2) 下請負代金額が3,000万円以上の場合は、10年以上の現場経験を有し、技術士若しくは1級土木施工管理技士の資格を有する者、又はこれと同等の能力と経験を有する者とする。</p> <p>なお、同等の能力と経験を有する者とは、公共工事の発注者としての実務経験（発注機関での在籍期間）が20年以上で、その内、指導・監督的な立場（係長級以上）で2年以上の実務経験を有するとともに、5年以上の技術的実務経験（監督、検査等業務の経験）を有している者とする。</p>	<p>文言の追加</p> <p>金額の変更</p>



水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表 (令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要																								
1-第1編 共通編-40	<p style="text-align: center;">立 会 願</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>主任監督員（監督員）</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人 _____</p> <p>下記項目について、立会いをお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">項 目</td> <td style="width: 70%;">内 容</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>希 望 日 時</td> <td>令和 年 月 日 時</td> </tr> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>上記項目について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">主任監督員（監督員） _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施日時</td> <td style="width: 30%;">令和 年 月 日 時 分から</td> <td style="width: 15%;">実施者名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p>(主 旨)</p> <p>本様式は、設計図書において現場代理人が工事監督員の立会いを受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 2 立会いの内容については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	工 事 名		項 目	内 容			希 望 日 時	令和 年 月 日 時	実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名		<p style="text-align: center;">立 会 願</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>主任監督員（監督員）</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人 ㊟</p> <p>下記項目について、立会いをお願いします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">工 事 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">項 目</td> <td style="width: 70%;">内 容</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>希 望 日 時</td> <td>令和 年 月 日 時</td> </tr> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>上記項目について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">主任監督員（監督員） ㊟</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">実施日時</td> <td style="width: 30%;">令和 年 月 日 時 分から</td> <td style="width: 15%;">実施者名</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </table> <p>(主 旨)</p> <p>本様式は、設計図書において現場代理人が工事監督員の立会いを受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。 2 立会いの内容については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	工 事 名		項 目	内 容			希 望 日 時	令和 年 月 日 時	実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名		押印の廃止
工 事 名																											
項 目	内 容																										
希 望 日 時	令和 年 月 日 時																										
実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名																									
工 事 名																											
項 目	内 容																										
希 望 日 時	令和 年 月 日 時																										
実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名																									

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要																																																																																																														
1-第1編 共通編-41	<p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>主任監督員(監督員)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人</p> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>段階確認の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th colspan="3">実施希望日</th> <th colspan="3">令和 年 月 日</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 目 等</th> <th>品 質 規 格</th> <th>区域・測点等</th> <th>数量等</th> <th>呼称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>上記の段階確認について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">主任監督員(監督員)</p> <hr style="width: 10%; margin-left: auto; margin-right: 0;"/> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実施日時</td> <td>令和 年 月 日 時 分から</td> <td>実施者名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 工事現場、<input type="checkbox"/> 製作工場、<input type="checkbox"/> (実施場所)</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 臨 場、<input type="checkbox"/> 机 上</td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 設計図書、<input type="checkbox"/> 測量結果、<input type="checkbox"/> 出来形図等、<input type="checkbox"/> 品質規格証明等  <input type="checkbox"/> 施工管理記録、<input type="checkbox"/> 写真、<input type="checkbox"/> (その他必要書類等)                 </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> <p>(主 旨)</p> <p>本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 該当する□内にレを記入すること。                  2 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。                  3 段階確認の結果及び指示事項については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	工事名	実施希望日			令和 年 月 日			工 種	細 目 等	品 質 規 格	区域・測点等	数量等	呼称	備 考																						実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名		実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)			特記事項				<p style="text-align: center;">段 階 確 認 願 (第 回)</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>主任監督員(監督員)</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: right;">(受注者名) 現場代理人</p> <p style="text-align: right;">㊤</p> <p>下記について、段階確認をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>段階確認の内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>工事名</th> <th colspan="3">実施希望日</th> <th colspan="3">令和 年 月 日</th> </tr> <tr> <th>工 種</th> <th>細 目 等</th> <th>品 質 規 格</th> <th>区域・測点等</th> <th>数量等</th> <th>呼称</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>上記の段階確認について、以下のとおり実施します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">主任監督員(監督員)</p> <p style="text-align: right;">㊤</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>実施日時</td> <td>令和 年 月 日 時 分から</td> <td>実施者名</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>実施場所</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 工事現場、<input type="checkbox"/> 製作工場、<input type="checkbox"/> (実施場所)</td> </tr> <tr> <td>実施方法</td> <td colspan="3"><input type="checkbox"/> 臨 場、<input type="checkbox"/> 机 上</td> </tr> <tr> <td>必要書類</td> <td colspan="3"> <input type="checkbox"/> 設計図書、<input type="checkbox"/> 測量結果、<input type="checkbox"/> 出来形図等、<input type="checkbox"/> 品質規格証明等  <input type="checkbox"/> 施工管理記録、<input type="checkbox"/> 写真、<input type="checkbox"/> (その他必要書類等)                 </td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td colspan="3"> </td> </tr> </table> <p>(主 旨)</p> <p>本様式は、現場代理人が工事監督員の段階確認を受ける必要がある場合に、工事監督員に提出するものである。</p> <p>注 1 該当する□内にレを記入すること。                  2 本様式は現場代理人が保管することとし、工事監督員はその写しを受け取ること。                  3 段階確認の結果及び指示事項については、工事施工協議簿にて明らかにすること。</p>	工事名	実施希望日			令和 年 月 日			工 種	細 目 等	品 質 規 格	区域・測点等	数量等	呼称	備 考																						実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名		実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)			実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上			必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)			特記事項				<p>押印の廃止</p>
工事名	実施希望日			令和 年 月 日																																																																																																													
工 種	細 目 等	品 質 規 格	区域・測点等	数量等	呼称	備 考																																																																																																											
実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名																																																																																																															
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)																																																																																																																
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上																																																																																																																
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)																																																																																																																
特記事項																																																																																																																	
工事名	実施希望日			令和 年 月 日																																																																																																													
工 種	細 目 等	品 質 規 格	区域・測点等	数量等	呼称	備 考																																																																																																											
実施日時	令和 年 月 日 時 分から	実施者名																																																																																																															
実施場所	<input type="checkbox"/> 工事現場、 <input type="checkbox"/> 製作工場、 <input type="checkbox"/> (実施場所)																																																																																																																
実施方法	<input type="checkbox"/> 臨 場、 <input type="checkbox"/> 机 上																																																																																																																
必要書類	<input type="checkbox"/> 設計図書、 <input type="checkbox"/> 測量結果、 <input type="checkbox"/> 出来形図等、 <input type="checkbox"/> 品質規格証明等 <input type="checkbox"/> 施工管理記録、 <input type="checkbox"/> 写真、 <input type="checkbox"/> (その他必要書類等)																																																																																																																
特記事項																																																																																																																	

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要																								
1-第1編 共通編-43	<p style="text-align: center;">特定外来生物防除従事者証交付願</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(支出負担行為担当者) 様</p> <p style="text-align: center;">受託者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>業務番号 業務名</p> <p>上記業務の防除作業に下記の者を従事させますので従事者証について、次のとおり交付願います。 なお、当該作業が完了したときは、速やかに返納することを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 防除作業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 2 特定外来生物の名称</p> <table border="1" data-bbox="332 1182 1282 1629"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">従事者氏名</th> <th colspan="2">所属</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>会社名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。 2 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。 3 顔写真の提出については、別途協議による。 4 備考欄には従事する作業の名称を記載すること。</p>	No.	従事者氏名	所属		備考	会社名	住所						<p style="text-align: center;">特定外来生物防除従事者証交付願</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>(支出負担行為担当者) 様</p> <p style="text-align: center;">受託者 住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p>業務番号 業務名</p> <p>上記業務の防除作業に下記の者を従事させますので従事者証について、次のとおり交付願います。 なお、当該作業が完了したときは、速やかに返納することを申し添えます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 防除作業期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 2 特定外来生物の名称</p> <table border="1" data-bbox="1498 1182 2448 1629"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th rowspan="2">従事者氏名</th> <th colspan="2">所属</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>会社名</th> <th>住所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>注 1 「所属」欄は、会社名及びその住所を記載すること。 2 「作業期間」欄は、作業実施に必要な期間とする。 3 顔写真の提出については、別途協議による。 4 備考欄には従事する作業の名称を記載すること。</p>	No.	従事者氏名	所属		備考	会社名	住所						押印の廃止
No.	従事者氏名			所属			備考																				
		会社名	住所																								
No.	従事者氏名	所属		備考																							
		会社名	住所																								



水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表 (令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要																																																																																																																
1-第1編 共通編-45	<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請負工事社内検査実施結果報告書(第 回) 受注者 住所 氏名</p> <p>工事番号 _____</p> <p>工事名 _____</p> <p>上記建設工事の社内検査を実施したので、その結果を報告します。</p> <table border="1" data-bbox="305 499 1359 932"> <thead> <tr> <th>検査月日</th> <th>検査員・職・氏名</th> <th>工種</th> <th>検査箇所</th> <th>検査方法</th> <th>検査内容</th> <th>検査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	検査月日	検査員・職・氏名	工種	検査箇所	検査方法	検査内容	検査結果																																																		<p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請負工事社内検査実施結果報告書(第 回) 受注者 住所 氏名</p> <p>工事番号 _____</p> <p>工事名 _____</p> <p>上記建設工事の社内検査を実施したので、その結果を報告します。</p> <table border="1" data-bbox="1469 485 2534 919"> <thead> <tr> <th>検査月日</th> <th>検査員・職・氏名・印</th> <th>工種</th> <th>検査箇所</th> <th>検査方法</th> <th>検査内容</th> <th>検査結果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	検査月日	検査員・職・氏名・印	工種	検査箇所	検査方法	検査内容	検査結果																																																		押印の廃止
検査月日	検査員・職・氏名	工種	検査箇所	検査方法	検査内容	検査結果																																																																																																													
検査月日	検査員・職・氏名・印	工種	検査箇所	検査方法	検査内容	検査結果																																																																																																													

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要
1-第1編 共通編-84	<p><b>第3章 一般施工 第3節 共通の工種</b>  <b>1-3-3-3 矢板工</b></p> <p>14. 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の質量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。</p>	<p><b>第3章 一般施工 第3節 共通の工種</b>  <b>1-3-3-3 矢板工</b></p> <p>14. 受注者は、落錘によりコンクリート矢板を打込む場合、落錘の重量は矢板の質量以上、錘の落下高は2m程度として施工しなければならない。</p>	文言の修正
1-第1編 共通編 第4章 目次	<p><b>第4章 土 工</b>  <b>目 次</b></p> <p>第1節 適 用  1-4-1-1 適 用 ..... 97</p> <p>第2節 適用すべき諸基準  1-4-2-1 適用すべき諸基準 ..... 97</p> <p>第3節 土工  1-4-3-1 一般事項 ..... 98  1-4-3-2 掘削工(切土工) ..... 101  1-4-3-3 盛土工 ..... 101  1-4-3-4 整形仕上げ工 ..... 103  1-4-3-5 作業残土処理工(残土搬出工) ..... 104</p>	<p><b>第4章 土 工</b>  <b>目 次</b></p> <p>第1節 適 用  1-4-1-1 適 用 ..... 94</p> <p>第2節 適用すべき諸基準  1-4-2-1 適用すべき諸基準 ..... 94</p> <p>第3節 土工  1-4-3-1 一般事項 ..... 95  1-4-3-2 掘削工(切土工) ..... 98  1-4-3-3 盛土工 ..... 98  1-4-3-4 整形仕上げ工 ..... 100  1-4-3-5 作業残土処理工(残土搬出工) ..... 101</p>	目次の修正
1-第1編 共通編 第5章 目次	<p><b>第5章 無筋鉄筋コンクリート</b>  <b>目 次</b></p> <p>第3節 コンクリート  1-5-3-6 運 搬 ..... 115</p> <p>第5節 鉄 筋  1-5-5-5 ガス圧接 ..... 124</p>	<p><b>第5章 無筋鉄筋コンクリート</b>  <b>目 次</b></p> <p>第3節 コンクリート  1-5-3-6 運 搬 ..... 114</p> <p>第5節 鉄 筋  1-5-5-5 ガス圧接 ..... 123</p>	目次の修正

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要												
1-第1編 共通編-108	<p><b>第5章 無筋鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p><b>1-5-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(5) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (令和2年3月)</p>	<p><b>第5章 無筋鉄筋コンクリート 第2節 適用すべき諸基準</b></p> <p><b>1-5-2-1 適用すべき諸基準</b></p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は工事監督員に確認を求めなければならない。</p> <p>(5) 土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月)</p>	諸基準類の改定に伴う修正												
1-第1編 共通編-113	<p><b>第3節 コンクリート</b></p> <p><b>1-5-3-3 配合</b></p> <p>1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティが得られる範囲内で単位水量をできるだけ少なくするように定めなければならない。</p>	<p><b>第3節 コンクリート</b></p> <p><b>1-5-3-3 配合</b></p> <p>1. 受注者は、コンクリートの配合において、設計図書の規定のほか、構造物の目的に必要な強度、耐久性、ひび割れ抵抗性、鋼材を保護する性能、水密性及び作業に適するワーカビリティをもつ範囲内で単位水量をできるだけ少なくするように定めなければならない。</p>	文言の修正												
1-第1編 共通編-113	<p><b>1-5-3-4 材料の計量</b></p> <p>1. 受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表5-3で示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。なお、一バッチの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法を考慮して定めなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><u>表5-3 計量値の許容誤差</u></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>材料の種類</th> <th>最大値(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>セメント</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>骨材</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>混和材</td> <td>2※</td> </tr> <tr> <td>混和剤</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※高炉スラグ微粉末の場合は、1(%)以内</p>	材料の種類	最大値(%)	水	1	セメント	1	骨材	3	混和材	2※	混和剤	3	<p><b>1-5-3-4 材料の計量</b></p> <p>1. 受注者は、各材料を、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は容積で計量してもよいものとする。なお、一練りの量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練りませ設備、運搬方法を考慮して定めなければならない。</p>	<p>文言の修正</p> <p>表の追加</p>
材料の種類	最大値(%)														
水	1														
セメント	1														
骨材	3														
混和材	2※														
混和剤	3														



水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要
<p>1-第1編 共通編-114</p>	<p><b>1-5-3-5 練りませ</b></p> <p>1. 受注者は、バッチミキサー及び連続ミキサーを使用する場合には、それぞれJIS A 1119 (ミキサーで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) 及び土木学会 連続ミキサーの練りませ性能試験方法(案)により練りませ性能試験を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの練りませにおいて、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー 第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー 第2部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか又は同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、受注者は、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合は、手練りで行うことができるものとするが、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 練りませ時間は、試験練りによって定めるものとする。やむを得ず、練りませ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>6. 受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後にミキサー内にあらたに材料を投入しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。</p> <p>8. ミキサーは、練上りコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造のものとする。</p> <p>9. 受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練りませ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とするものとする。</p>	<p><b>1-5-3-5 練りませ</b></p> <p>1. 受注者は、バッチミキサー及び連続ミキサーを使用する場合には、それぞれJIS A 1119 (ミキサーで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法) 及び土木学会 連続ミキサーの練りませ性能試験方法(案)により練りませ性能試験を行わなければならない。</p> <p>2. 受注者は、コンクリートの練りませにおいて、JIS A 8603-1 (コンクリートミキサー 第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー 第2部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか又は同等以上の性能を有するミキサーを使用しなければならない。ただし、受注者は、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合は、手練りで行うことができるものとするが、工事監督員の承諾を得なければならない。</p> <p>4. 練りませ時間は、試験練りによって定めるものとする。やむを得ず、練りませ時間の試験を行わない場合は、その最小時間を可傾式バッチミキサーを用いる場合1分30秒、強制練りバッチミキサーを用いる場合1分とするものとする。</p> <p>6. 受注者は、ミキサー内のコンクリートを排出し終わった後にミキサー内にあらたに材料を投入しなければならない。</p> <p>7. 受注者は、使用の前後にミキサーを清掃しなければならない。</p> <p>8. ミキサーは、練上りコンクリートを排出するときに材料の分離を起こさない構造のものとする。</p> <p>9. 受注者は、連続ミキサーを用いる場合、練りませ開始後、最初に排出されるコンクリートを用いてはならない。なお、この場合の廃棄するコンクリート量は、ミキサー部の容積以上とするものとする。</p>	<p>文言の修正</p>

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要
<p>1-第1編 共通編-123</p>	<p><b>第5節 鉄筋</b> <b>1-5-5-4 鉄筋の継手</b></p> <p>6. 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に互いにずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p> <p>8. <u>受注者は、機械式継手工法について、以下の各号によらなければならない。</u></p> <p>(1) <u>受注者は、機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。</u></p> <p><u>受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験期間を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを提示し、工事監督員に承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>また、機械式鉄筋継手の施工については、以下によるものとする。</u></p> <p><u>ア 使用する工法に応じた施工要領を施工計画書に記載し、施工を行わなければならない。</u></p> <p><u>イ 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針(令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従った施工管理を行わなければならない。</u></p> <p>(2) <u>受注者は、設計時に機械式鉄筋継手工法が適用されていない継手において、機械式鉄筋継手工法を適用する場合は、別途工事監督員と協議し、設計で要求した性能を満足していることや性能を確保するために必要な継手等級を三者検討会等を利用し、設計者に確認した上で適用すること。</u></p>	<p><b>第5節 鉄筋</b> <b>1-5-5-4 鉄筋の継手</b></p> <p>6. 受注者は、設計図書に明示した場合を除き、継手を同一断面に集めてはならない。また、受注者は、継手を同一断面に集めないため、継手位置を軸方向に相互にずらす距離は、継手の長さに鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。</p>	<p>文言の修正</p> <p>項目の追加</p>

水産土木工事共通仕様書(令和3年10月) 新旧対照表(令和3年10月1日以降入札の工事より適用)

掲載頁	(新) 令和3年10月版改訂	(旧) 令和2年10月版	摘要																														
1-第1編 共通編-125	<p><b>第6節 特殊コンクリート</b> <b>1-5-6-2 材 料</b></p> <p>4. 受注者は、プレパックドコンクリートの細骨材の粒度を、表5-5の範囲を標準とし、粗粒率は原則として1.4~2.2の範囲になるものを使用しなければならない。</p> <p>表5-5 プレパックドコンクリートの細骨材粒度</p> <table border="1" data-bbox="362 569 1160 611"> <tr> <td>ふるいの呼び寸法 (mm)</td> <td>ふるいを通るものの重量百分率</td> </tr> </table>	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率	<p><b>第6節 特殊コンクリート</b> <b>1-5-6-2 材 料</b></p> <p>4. 受注者は、プレパックドコンクリートの細骨材の粒度を、表5-4の範囲を標準とし、粗粒率は原則として1.4~2.2の範囲になるものを使用しなければならない。</p> <p>表5-4 プレパックドコンクリートの細骨材粒度</p> <table border="1" data-bbox="1516 569 2315 611"> <tr> <td>ふるいの呼び寸法 (mm)</td> <td>ふるいを通るものの重量百分率</td> </tr> </table>	ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率	表番号の修正																										
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率																																
ふるいの呼び寸法 (mm)	ふるいを通るものの重量百分率																																
1-第1編 共通編-127	<p><b>1-5-6-4 寒中コンクリート</b></p> <p>11. 受注者は、コンクリートの初期凍害を防止するために、表5-7の圧縮強度が得られるまで、コンクリートの養生温度を5℃以上に保たなければならない。 また、養生期間については、表5-6の値以上とするものとする。なお、表5-6の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に係る養生日数として、1-5-3-8 養生 に示す期間も満足する必要がある。</p> <p>表5-6 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1" data-bbox="362 1077 1341 1320"> <tr> <td rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</td> <td rowspan="2">養生温度</td> <td colspan="3">セメントの種類</td> </tr> <tr> <td>普通ポルトランド</td> <td>早強ポルトランド + 普通ポルトランド + 促進剤</td> <td>混合セメントB種</td> </tr> </table> <p>表5-7 養生温度を5℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準(N/mm<sup>2</sup>)</p> <table border="1" data-bbox="362 1451 1380 1581"> <tr> <td rowspan="2">構造物の露出状態</td> <td colspan="3">断面の大きさ</td> </tr> <tr> <td>薄い場合</td> <td>普通の場合</td> <td>厚い場合</td> </tr> </table>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド + 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種	構造物の露出状態	断面の大きさ			薄い場合	普通の場合	厚い場合	<p><b>1-5-6-4 寒中コンクリート</b></p> <p>11. 受注者は、コンクリートの初期凍害を防止するために、表5-6の圧縮強度が得られるまで、コンクリートの養生温度を5℃以上に保たなければならない。 また、養生期間については、表5-5の値以上とするものとする。なお、表5-5の養生期間の後、さらに2日間はコンクリート温度を0℃以上に保たなければならない。また、湿潤養生に係る養生日数として、1-5-3-8 養生 に示す期間も満足する必要がある。</p> <p>表5-5 寒中コンクリートの養生期間</p> <table border="1" data-bbox="1516 1077 2496 1320"> <tr> <td rowspan="2">5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度</td> <td rowspan="2">養生温度</td> <td colspan="3">セメントの種類</td> </tr> <tr> <td>普通ポルトランド</td> <td>早強ポルトランド + 普通ポルトランド + 促進剤</td> <td>混合セメントB種</td> </tr> </table> <p>表5-6 養生温度を5℃以上に保つのを終了するときに必要な圧縮強度の標準(N/mm<sup>2</sup>)</p> <table border="1" data-bbox="1516 1451 2534 1581"> <tr> <td rowspan="2">構造物の露出状態</td> <td colspan="3">断面の大きさ</td> </tr> <tr> <td>薄い場合</td> <td>普通の場合</td> <td>厚い場合</td> </tr> </table>	5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類			普通ポルトランド	早強ポルトランド + 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種	構造物の露出状態	断面の大きさ			薄い場合	普通の場合	厚い場合	表番号の修正
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度			セメントの種類																													
		普通ポルトランド	早強ポルトランド + 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種																													
構造物の露出状態	断面の大きさ																																
	薄い場合	普通の場合	厚い場合																														
5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類																															
		普通ポルトランド	早強ポルトランド + 普通ポルトランド + 促進剤	混合セメントB種																													
構造物の露出状態	断面の大きさ																																
	薄い場合	普通の場合	厚い場合																														
	<p><b>第7節 モルタル</b> <b>1-5-7-4 練りませ</b></p> <p>受注者は、モルタルの練りませには、バッチミキサを用いなければならない。ただし、練りませ作業前に工事監督員の承諾を得た場合は、手練りができるものとする。</p>	<p><b>第7節 モルタル</b> <b>1-5-7-4 練りませ</b></p> <p>受注者は、モルタルの練りませには、バッチミキサを用いなければならない。ただし、練りませ作業前に工事監督員の承諾を得た場合は、手練りができるものとする。</p>	文言の修正																														